



鳥取県公報

平成12年9月1日(金)
号外第85号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通指導課）…………… 1

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年9月1日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

鳥取県公安委員会規則第6号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（車両等の運転者の遵守事項）</p> <p>第9条の2 法第71条第6号の<u>公安委員会</u>が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>普通自動二輪車</u>（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については、1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（以下この号において「<u>原動機付自転車等</u>」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識を当該標識に記載された番号が見やすいようにして当該原動機付自転車等の後面に取り付けること。</p>	<p>（車両等の運転者の遵守事項）</p> <p>第9条の2 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。